

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農林整備課
処分の名称	施設の維持運営に関する協定の認定
処分権者	市長
根拠規定	農業振興地域の整備に関する法律第18条の12
基準規定	農業振興地域の整備に関する法律第18条の12第3項
審査基準	<p>農業振興地域の整備に関する法律第18条の12第3項 （施設の維持運営に関する協定の締結等）</p> <p>第18条の12 農業者その他の土地所有者等に係る土地が利益を受け、又は農業者その他の者の共同の利用に供されている農業振興地域における農業用排水施設（政令で定める施設を除く。以下この条において同じ。）その他の第8条第2項第2号に掲げる事項に係る施設又は同項第四号若しくは第6号に規定する施設であつて、農業用排水施設により利益を受ける土地に係る土地所有者等又は農業用排水施設以外の施設の利用者が共同して行う維持、運営その他の行為（以下この条において「維持運営」という。）により機能の保持を図る必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、農業者その他の土地所有者等又は利用者は、その施設の適正な維持運営を確保するため、当該施設について設置者又は管理者がある場合には当該設置者又は管理者の同意を得て、当該施設の維持運営に関する協定（以下この条において「協定」という。）を締結し、当該協定が適当である旨の市町村長の認定を受けることができる。</p> <p>2 協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>（1） 協定の目的となる施設の名称及び所在</p> <p>（2） 協定の目的となる施設の維持運営の方法、維持運営に要する費用の負担の方法その他当該施設の維持運営に関する事項</p> <p>（3） 協定成立後に協定に参加し、又は脱退する者に関する事項</p> <p>（4） 協定を変更し、又は廃止する場合の手續</p> <p>（5） 協定の有効期間</p> <p>（6） その他必要な事項</p> <p>3 市町村長は、第1項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>（1） 農業用排水施設に係る協定にあつては当該農業用排水施設により利益を受ける土地の区域に係る土地所有者等の、その他の協定にあつては協定の目的となる施設の利用者の相当部分が協定に参加していること。</p> <p>（2） 協定において定める施設の維持運営に関する事項の内容が適切であり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に資するものであること。</p> <p>（3） 協定において定める前項第3号から第6号までに掲げる事項の内容が妥当なものであること。</p> <p>4 第18条の2第6項及び第18条の3の規定は、協定について準用する。</p> <p>5 前3項に規定するもののほか、協定の認定（協定の変更の認定を含む。）及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。</p>
標準処理期間	事例が極めて少なく、標準処理期間の設定が困難
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農林整備課
処分の名称	賦課金等の徴収延期及び減免
処分権者	市長
根拠規定	周南市市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例第12条
基準規定	周南市市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例第12条
審査基準	<p>周南市市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例第12条          （賦課金等の徴収延期及び減免）          第12条 市長は、天災地変その他特別な理由がある場合に限り、賦課金等の徴収を延期し、又は減額し、若しくは免除することができる。</p>
標準処理期間	事例が極めて少なく、標準処理期間の設定が困難
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農林整備課
処分の名称	分担金の減免又は徴収の延期
処分権者	市長
根拠規定	周南市土木建設事業分担金徴収条例第7条
基準規定	
審査基準	災害その他特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、分担金を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を延期することができる。
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農林整備課
処分の名称	森林経営計画の認定
処分権者	市長
根拠規定	森林法第11条第5項
基準規定	森林法第11条第5項
審査基準	<p>森林法第11条第5項 （森林経営計画）</p> <p>第11条5 市町村の長は、第1項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。</p> <p>一 第2項第1号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。</p> <p>二 第2項第3号から第6号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。</p> <p>イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準</p> <p>ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準</p> <p>三 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。</p> <p>四 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従つた森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。</p> <p>五 第2項第4号又は第7号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第21条第2項第1号又は第3号に該当するものであること。</p> <p>六 当該森林経営計画に第3項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。</p> <p>七 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。</p>
標準処理期間	20日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農林整備課
処分の名称	森林経営計画の変更認定
処分権者	市長
根拠規定	森林法第12条第3項
基準規定	森林法第11条第5項;第12条第3項
審査基準	<p>森林法第11条第5項、第12条第3項 （森林経営計画）</p> <p>第11条 5 市町村の長は、第1項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。 一 第2項第1号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。 二 第2項第3号から第6号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。 イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準 ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準 三 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。 四 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従つた森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。 五 第2項第4号又は第7号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第21条第2項第1号又は第3号に該当するものであること。 六 当該森林経営計画に第三項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。 七 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。 （森林経営計画の変更）</p> <p>第12条 3 前2項の規定による認定の請求については、前条第4項から第6項までの規定を準用する。この場合において、同条第5項中「当該森林経営計画の内容」とあるのは「当該変更後の森林経営計画の内容」と、「当該森林経営計画が適当である」とあるのは「当該変更が適当である」と読み替えるものとする。</p>
標準処理期間	20日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農林整備課
処分の名称	火入れの許可
処分権者	市長
根拠規定	森林法第21条第1項
基準規定	森林法第21条第1項・第2項 周南市火入れに関する条例第3条
審査基準	<p>1 森林法第21条第1項、第2項 （火入れ） 第21条 森林又は森林に接近している政令で定める範囲内にある原野、山岳、荒地その他の土地においては、その森林又は土地の所在する市町村の長の許可を受けてその指示するところに従つてでなければ火入れをしてはならない。ただし、国又は地方公共団体が火入れをする場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の市町村の長は、火入れをする目的が次の各号の一に該当する場合でなければ同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 造林のための地ごしらえ 二 開墾準備 三 害虫駆除] 四 焼畑</p> <p>五 前各号に準ずる事項であつて農林水産省令で定めるもの</p> <p>2 周南市火入れに関する条例第3条 （許可の要件） 第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。</p> <p>（1）火入れの目的が法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。</p> <p>（2）火入地の周囲の状況、防火の設備計画、火入予定期間の気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。</p>
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農林整備課
処分の名称	保安林内の立木伐採許可
処分権者	市長
根拠規定	森林法第34条第1項
基準規定	森林法第34条第3項・第4項
審査基準	<p>森林法第34条第3項、第4項 （森林経営計画） 第34条</p> <p>3 市町村の長は、第1項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請（当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて）につき同項の許可をすとしてもこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。</p> <p>4 市町村の長は、第1項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請（当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて）につき同項の許可をすればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとなるが、その一部について同項の許可をすれば当該伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、政令で定める基準に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、これを許可しなければならない。</p>
標準処理期間	30日
備考	